

■中国：「分散型太陽光発電案件管理暫定条例」を施行

国家能源局は2013年11月18日、「分散型太陽光発電案件管理暫定条例」を施行した。この条例では、分散型太陽光発電の管理、案件届け出、建設条件、系統への併入と運用、計量と決算、違約責任等を詳細に定められている。主な内容は次のとおり。(1) 補助金と余剰電力の卸売電気料金は毎月決算し、送電会社は国の補助金を事業者にも毎月支払わなければならない。(2) 開発区内での転売が可能になった。つまり、経済開発区等、独立している配電網区域内で、分散型太陽光発電の余剰電力を区内の需要家に直接販売することができる。